

評議員の報酬に関する規程

第1章 総則

(規程の意義)

第1条

この規程は社会福祉法人 清修会 定款第8条の定めにより、評議員の報酬等に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第2条

この規程は、評議員規程に定めるところの職員に適用する。但し、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(非常勤役員の報酬)

第3条

評議員が評議員会に出席する場合には、別表1により支給する。

(通勤手当)

第4条

評議員が評議員会に出席する際の交通費は、別表2により支給する。

(出張手当)

第5条

評議員の出張旅費については、職員の「出張旅費規程」に準ずるものとする。

(役員報酬の上限)

第6条

評議員の報酬の年俸限度額は、別表3のとおりとする。

(退職慰労金)

第7条

評議員の退職慰労金は、在任年数、功績等を考慮し、社会通念上相当の謝礼をする。

別表1

	日額報酬
評議員会出席報酬等	10,000円(源泉含まず)

別表2

施設から居住地までの距離	金額
20キロ未満	3,000円
20キロ以上	5,000円

別表3

名称	報酬(年俸限度額)
評議員	100,000/年

附 則

(施行)

第1条

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(本規程の改廃)

第2条

この規程の改廃を必要とする場合は、理事会の承認を得た上でこれを行う。

この規程を、平成29年3月11日に改訂する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。